

平成29年(ヨ)第651号 高浜原発3, 4号機運転差止仮処分命令申立事件
 債権者 水戸 喜世子
 債務者 関西電力株式会社

証拠説明書(7)

平成29年(2017年)8月30日

大阪地方裁判所 第1民事部 御中

債権者代理人 弁護士 井戸 謙一

弁護士 河合 弘之
 外

| 号証 | 標目 (原本・写しの別) | 作成 年月日 | 作成者 | 立証趣旨 | 備考 | |
|--------|--|-----------|-------------|--------|--|---|
| 疎甲56号証 | 「拡散シミュレーションの試算結果(総点検版)」 (抜粋:表紙, 34~36頁) | 写し | 平成24年10月 | 原子力規制庁 | 平成24年10月24日に原子力規制委員会が公表した本件高浜原発における放射性物質拡散シミュレーション結果の内容。 | https://www.nsr.go.jp/data/00024448.pdf |
| 疎甲57号証 | 「放射性物質の拡散シミュレーションの試算結果について」 | 写し | 平成24年10月 | 原子力規制庁 | 平成24年10月24日に原子力規制委員会が公表した原発ごとに放射性物質拡散シミュレーション結果において仮定した条件。 | https://www.nsr.go.jp/data/00024430.pdf |
| 疎甲58号証 | 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 基本方針」 (抜粋:表紙, 目次, 3~6頁) | 写し | 平成23年11月11日 | 環境省 | 年間1ミリシーベルトに低減したことが確認できるまで除染をすることになっている | http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/law_h23-10_basicpolicy.pdf |

| 号 証 | 標 目 (原本・写しの別) | 作 成 年月日 | 作成者 | 立 証 趣 旨 | 備考 |
|--------------|---------------------------------|------------|--|--|---|
| 疎甲 5 9 号証 | 「ロシアにおける法的取り組みと影響研究の概要」 写し | | イーゴ リ・A ・リヤ プツエ 今 中 哲 二 | ロシアにおけるチェルノ ブイリ原発事故の移住基準 ・汚染地域の設定内容等。 | http:// www.rr i.kyoto -u.ac.j p/NSRG/ Chernob yl/saig ai/Ryb9 5-J.htm l |
| 疎甲 6 0 号証 | 「ベラルーシにおける法的取り組みと影響研究の概要」 写し | | ウラジ ーミル ・P・ マツコ 今 中 哲 二 | ベラルーシにおけるチェ ルノブイリ原発事故の 移住基準・汚染区域の設 定内容等。 | http:// www.rr i.kyoto -u.ac.j p/NSRG/ Chernob yl/saig ai/Mtk9 5-J.htm l |
| 疎甲 6 1 号証 | 「ウクライナでの事故への法的取り組み」 写し | | オレグ ・ナス ビット 今 中 哲 二 | ウクライナにおけるチェ ルノブイリ原発事故の 移住基準・汚染区域の設 定内容等。 | http:// www.rr i.kyoto -u.ac.j p/NSRG/ Chernob yl/saig ai/Nas9 5-J.htm l |
| 疎甲 6 2 号証 | 「高槻の水源」 写し | | 高槻市 | 大阪府高槻市の水道水 は、地下水と山間部を流れ る河川の表流水 から市内 給水量の約30%の水道水 を供給し、残りの約70% は大阪広域水道企業団が供 給する水を利用しているこ と。 | http:// www.cit y.takat suki.os aka.jp/ kakuka/ suido/j ousui/5 6.html |

| 号 証 | 標 目 (原本・写しの別) | 作 成 年月日 | 作成者 | 立 証 趣 旨 | 備考 |
|------------|------------------------------------|--------------------|--|---|---|
| 疎甲63 号証 | 「大阪の水道」(抜 粋：表紙，5・6写し 頁) | | 大阪広 域水道 企業団 | 大阪広域水道企業団が琵琶湖から淀川を流れてくる水を高槻市へ供給していること。 | http://www.wsa-osaka.jp/event-pr/pamphlet/2017osakanosuidoall.pdf |
| 疎甲64 号証 | 「琵琶湖流域における放射性物質拡散影響予測(最終報告)」 写し | 平成26 年1月2 1日 | 滋賀県 琵琶湖 環境科 学研 究セ ンタ ー | 滋賀県が、2014年1月21日に公表した「琵琶湖流域における放射性物質拡散影響予測(最終報告)」の内容。 同予測は、福井県に所在する原発(大飯原発，美浜原発)で、福島第一原発事故と同様の事故が起こったと仮定し、放出された放射性物質による琵琶湖への影響について検証したもので、最悪の場合は、放射性セシウムでは、北湖で10日程度、緊急時の摂取制限基準である300ベクレル/Lを超える水域が20%見られ、放射性ヨウ素では、北湖で10日程度、南湖では7日程度、緊急時の摂取制限基準である300ベクレル/Lを超える水域が見られたとされていること。 | http://www.pref.shiga.lg.jp/bousai/gensiryoku/files/h25minaoshikennto3shiryou1-01.pdf |

| 号 証 | 標 目 (原本・写しの別) | 作 成 年月日 | 作 成 者 | 立 証 趣 旨 | 備 考 |
|------------|--------------------------------------|-----------------|------------|--|--|
| 疎甲65 号証 | 「チェルノブイリ原 発事故」 写し | | 今 中 哲 二 | チェルノブイリ原発事故 では原発から300km近 く離れた地点でもセシウム 137の汚染が15キュリ ー/km以上の高濃度汚染 が確認されていること。 | http:// www.rr .i.kyoto -u.ac.j p/NSRG/ Chernob yl/Hen c.html |
| 疎甲66 号証 | 「2017-08-01現在の 避難情報 飯舘村」 写し | 2017年8 月1日 | 飯舘村 | 避難指示解除に伴い村 に帰還した人の数は、平成 29年8月1日時点で、わ ずか397名であること。 | http:// www.vil .iitat .e.fukus hima.jp /upload ed/atta chment/ 4852.pd f |
| 疎甲67 号証 | 「平成23年10月1日 現在の村民の避難状 況」 写し | 2011年11 月25日 | 飯舘村 | 福島第一原発事故当時の 飯舘村の人口が約6000 人であること。 | http:// www.vil .iitat .e.fukus hima.jp /soshik i/9/22 8.html |